

○特別研究期間制度規程

昭和48年9月7日

大学評議会決定

昭和48年9月13日

理事会承認

(目的)

第1条 本制度は、本学の専任教員（教授・准教授・助教及び専任講師）が、一定の期間、特定の研究又は調査に従事するのを助成することをもって目的とする。

(特別研究員の資格)

第2条 特別研究に従事し得る教員（以下「特別研究員」という）。の資格は、別に定める基準による。

(期間)

第3条 特別研究の期間は次のいずれか一つとする。

- 1 春学期又は秋学期
- 2 1年（4月1日から翌年3月31日まで）

(特別研究員の数)

第4条 特別研究員の数は毎年29名以内とする。ただし、原則として期間1年の特別研究員は15名以内とし、期間春学期又は秋学期の特別研究員は14名以内とする。

(特別研究員の決定)

第5条 特別研究員は別に定める手続により学長がこれを決定する。

(研究費の支給)

第6条 特別研究員には本規程施行細則第6条に定める特別研究費を支給する。

(研究期間中の授業)

第7条 特別研究員は研究又は調査に専念するため、原則としてその研究期間中授業の担当を免除する。ただし、当該学部教授会又は研究科教授会が特に必要と認めた場合には授業を担当するものとする。

(特別研究員の責任)

第8条 特別研究員は原則として本学以外において兼職してはならない。

(計画の変更)

第9条 特別研究期間中に研究計画に重大な変更を加えようとする場合には、あらかじめ所属長を経て学長の承認を求めなければならない。

(報告)

第10条 特別研究員は研究期間終了後2カ月以内に、所定の様式によりその研究又は調査に関する成果報告書を、所属長を経て学長に提出しなければならない。

(研究終了後の責任)

第11条 特別研究員は、研究期間終了後、その成果によって本学の教育・研究に寄与するよう努めなければならない。

2 特別研究員が研究期間終了後、研究期間に相当する期間内に大学を退職する場合は、特別研究費の全部又は一部を返還しなければならない。

第12条 特別研究員が第8条及び第9条の規定に反した場合、あるいは本制度の目的に添わないものと認められる場合には、学長は学部長会の了解を得て全期間又は一部の期間について特別研究員の資格を取消し、研究費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1973年(昭和48年)9月13日から施行する。

2 この規程施行の日をもって関西学院内地留学規程を廃止する。

3 第2条の規定にかかわらず、昭和49年度については、1974年(昭和49年)4月1日現在で満64歳を超える者は特別研究に従事する資格を有するものとする。その場合第11条の規定は適用しない。

4 この規程は、1973年(昭和48年)11月2日から改正施行する。

5 この規程は、1983年(昭和58年)4月1日から改正施行する。

6 この規程は、1988年(昭和63年)4月1日から改正施行する。

7 この規程は、1994年(平成6年)4月1日から改正施行する。ただし、1995年度の特別研究員から適用する。

8 この規程は、1996年(平成8年)4月1日から改正施行する。ただし、1997年度の特別研究員から適用する。

9 この規程は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。

10 この規程は、2006年(平成18年)3月10日から改正施行する。ただし、2007年度の特別研究員の選考から適用する。

11 この規程は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

12 この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。

13 この規程は、2010年（平成22年）3月12日から改正施行する。ただし、2012年度以降の特別研究員の選考から適用する。

14 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。ただし、2025年度以降の特別研究員の選考から適用する。

了解事項

1 規程第4条にかかわらず、2011年度、2012年度及び2013年度の特別研究員の数については、次のとおりとする。

イ 2011年度は21名以内とする。ただし、原則として期間1年の特別研究員は9名以内とし、期間春学期又は秋学期の特別研究員は12名以内とする。

ロ 2012年度は23名以内とする。ただし、原則として期間1年の特別研究員は10名以内とし、期間春学期又は秋学期の特別研究員は13名以内とする。

ハ 2013年度は25名以内とする。ただし、原則として期間1年の特別研究員は11名以内とし、期間春学期又は秋学期の特別研究員は14名以内とする。

2 規程第4条にかかわらず、2021年度から2024年度までは特別研究員の数については、25名以内とする。ただし、原則として期間1年の特別研究員は11名以内とし、期間春学期又は秋学期の特別研究員は14名以内とする。